

改正

平成18年9月29日告示第294号  
平成20年3月28日告示第59号  
平成20年8月6日告示第113号  
平成21年5月20日告示第100号  
平成21年6月26日告示第112号  
平成22年12月17日告示第139号  
平成25年5月31日告示第100号  
平成26年7月31日告示第141号  
平成27年5月29日告示第108号  
平成28年5月31日告示第122号  
平成29年5月31日告示第105号

須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、耐震性の高い市街地を形成するため、昭和56年5月31日以前に着工された市内の特定既存耐震不適格建築物、分譲マンション及びその他の住宅の耐震診断並びに既存木造住宅、その他の住宅及び避難施設の耐震改修工事の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、須坂市補助金等交付規則（昭和47年規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物で、建築物の構造を確認できる図面等を有するものをいう。
- (2) 分譲マンション 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者が存する建物で、現に居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）のあるもの（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (3) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 木造在来工法の住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）
  - イ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
- (4) その他の住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 既存木造住宅以外の住宅（賃貸住宅を除く。）
  - イ 耐震診断のために必要な建築物の構造を確認できる図面等を有する住宅
- (5) 避難施設 須坂市地域防災計画に指定した避難施設で、国、県及び市の所有する建築物以外の建築物
- (6) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (7) 耐震診断士 長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。
- (8) 総合評点 既存木造住宅における耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評

価したもので別表の区分によるものをいう。

(9) 評価委員会 既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するために長野県が設置した委員会をいう。

(10) 第三者機関 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定めた耐震判定委員会登録要綱により登録を受けた機関をいう。

(事業、経費及び補助額等)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額等は、次の表のとおりとする。

(1) 耐震診断事業

対象	対象経費	補助額
特定既存耐震不適格建築物、分譲マンション	特定既存耐震不適格建築物の所有者である民間事業者等及び分譲マンションの管理組合（個人施行者を含む。）が実施する耐震診断（設計図書の復元、診断結果の第三者機関による判定を含む。）に要する経費	対象経費の3分の2以内の額。ただし、面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡、面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡の合計額（設計図書の復元、診断結果の第三者機関による判定を行う場合は、154万円を限度として加算することができるものとする。）を限度とする。
その他の住宅	その他の住宅の所有者が実施する耐震診断に要する経費	対象経費の4分の1以内の額。ただし、13万4千円を限度とする。

(2) 耐震改修事業

対象	対象経費	補助額
既存木造住宅	耐震診断士が長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、地震に対する安全性を評価する耐震診断の結果、総合評点が1.0未満で、耐震補強工事（評価委員会において評価された工法を用いた工事を含む。）を行うことにより、総合評点が0.7以上、かつ、工事前の総合評点を上回る工事に要する経費	対象経費から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額を引いた額の2分の1以内の額。ただし、100万円を限度とする。
住宅（賃貸住宅を除く。）	耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けることのできる工事に要する経費	
避難施設	耐震診断士による耐震診断の結果、木造にあつては、総合評点が1.0未満で、耐震補強工事（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号及び国営設第135号）における耐震安全性の分類Ⅱ類を満たす建築物となる工事であるものに限る。）を行うことにより、総合評点が1.0以上、かつ、工事前の総合評	対象経費の3分の2以内の額。ただし、避難施設の延べ床面積1㎡当たり50,300円を乗じて得た額を限度とする。

	点を上回る工事（評価委員会において評価された工法を用いた工事を含む。現地建替え工事にあつては、耐震補強工事費相当額に限る。）、非木造にあつては、建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別表第6（3）に該当する工事に要する経費	
既存木造住宅、その他の住宅	耐震診断士が長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、地震に対する安全性を評価する耐震診断又は耐震診断事業により実施した耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合に行う耐震性を確保するための現地建替え工事に要する経費	対象経費から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額を引いた額の2分の1以内の額。ただし、100万円を限度とする。

2 補助金に1万円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。  
（交付対象者）

第4 補助金の交付対象者は、市税を滞納していない者とし、耐震改修事業にあつては、補助金の交付申請を行う日の属する年の前年度の所得が、別表に掲げる額以下である者とする。

（交付申請書等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図2,500分の1
- (2) 計画書
- (3) 費用の見積書
- (4) 担当する建築士の当該建築士たる身分を証する書類の写し
- (5) 必要な図面及び構造計算書
- (6) 外観写真
- (7) 建築年月日を証明するための次のいずれかの書類
  - ア 建築確認通知書
  - イ 課税台帳記載事項証明書
  - ウ 家屋登記簿謄本
- (8) 耐震診断の結果を表示する書類の写し（耐震改修事業に限る。）
- (9) 耐震改修工事の工事後の状態を表示する図面
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付決定書）

第6 規則第6条に規定する決定書は、須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第7 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、須坂市住宅・建築物耐震改修事業変更申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助金額の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合、申請に係る書類を審査のうえ、相当と認めるときは、須坂市住宅・建築物耐震改修事業変更承認通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、耐震改修が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに須坂市住宅・建築物耐震改修事業遅延等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により補助対象者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8 補助対象者は、耐震改修を中止又は廃止をしようとする場合は、須坂市住宅・建築物耐震改修事業中止等届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第9 規則第12条に規定する実績報告書は、須坂市住宅・建築物耐震改修事業完了実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 規則第12条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負業者との契約書及び領収書の写し

(2) 耐震診断報告書又は耐震改修工事の施工箇所及び改修の内容を明記した図面

(3) 写真

ア 耐震診断事業 実施中の写真

イ 耐震改修事業 実施した個所ごとの工事前、工事中及び工事後の写真

(4) 耐震性能を有することを証する構造計算書

3 第1項の報告書は、耐震診断又は耐震改修工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（確定通知書）

第10 規則第13条に規定する確定通知は、完了検査を行い、適正に耐震診断又は耐震改修工事が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11 補助対象者は、第10の通知を受けた日から起算して10日以内に須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整理等）

第12 補助対象者は、補助金の収支に関する領収書等関係書類を整理し、5年間保管しなければならない。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日告示第294号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日告示第59号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月6日告示第113号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年5月20日告示第100号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年6月26日告示第112号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年12月17日告示第139号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日告示第100号）

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則（平成26年7月31日告示第141号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年5月29日告示第108号）

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日告示第122号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年5月31日告示第105号）

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 別表（第4関係）

区分	金額
給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
その他の者	所得金額 1,200万円

（備考）

- 1 収入金額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各所得金額を合計した額をいう。

(様式第1号) (第5関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付申請書

( 耐震診断事業 ・ 耐震改修事業 )

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住所

氏名

印

年度須坂市住宅・建築物耐震改修事業について、補助金の交付を受けたいので、須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたって、補助対象者の課税・納税状況調査に同意します。

建 物	所在地	須坂市				建築年	年 建
	構造	規模	階建	種類	延床面積	m <sup>2</sup>	
	所有者等				耐震診断 総合評点	工事前 工事後想定	
設 計 者	氏名						
	所在地	電話 ( )					
施 工 者	名称・代表者						
	所在地	電話 ( )					
総工事費	円①						
①のうち耐震改修に係る工事費	円						
補助金交付申請額	円						
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで						

添付書類

位置図2500分の1、計画書、見積書、担当建築士の建築士たる身分証の写し、耐震診断又は耐震改修に必要な図面及び構造計算書、外観写真、精密耐震診断結果書の写し(耐震改修)、耐震改修工事図面(耐震改修)、建築年月日を証明する書類、その他書類

(様式第2号) (第6関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付決定通知書  
(耐震診断事業・耐震改修事業)

須坂市指令 第 号

年 月 日

様

須坂市長 印

年 月 日付けで申請のありました須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金を次のとおり決定しましたので、交付します。

建 物	所在地	須坂市				建築年	年 建
	構造	規模	階建	種類	延床面積	m <sup>2</sup>	
	所有者等				耐震診断 総合評点	工事前 工事後想定	
補助金交付決定額		円					

(様式第3号) (第7関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業変更申請書  
(耐震診断事業・耐震改修事業)

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住 所  
氏 名 印

年 月 日付け須坂市指令 第 号で交付決定された須坂市住宅・建築物耐震改修事業に係る工事の計画を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建 物	所 在 地	須坂市				建 築 年	年 建
	構 造	規 模	階 建	種 類	延 床 面 積	m <sup>2</sup>	
	所 有 者 等				耐 震 診 断	工 事 前	
					総 合 評 点	工 事 後 想 定	
変 更 箇 所 等	変 更 前						
	変 更 後						
変 更 理 由							
変 更 後 総 工 事 費		円①					
①のうち耐震診断 又は耐震改修に係 る 費 用		円					
変 更 後 の 補 助 金 交 付 申 請 額		円					



(様式第4号) (第7関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業変更通知書  
(耐震診断事業・耐震改修事業)

第 号  
年 月 日

様

須坂市長 印

年 月 日付けで申請のありました須坂市住宅・建築物耐震改修事業変更申請について、次のとおり承認しましたので、通知します。

建 物	所在地	須坂市				建築年	年
	構造	規模	階建	種類	延床面積	m <sup>2</sup>	
	所有者等				耐震診断 総合評点	工事前 工事後想定	
変更後補助金 交付決定額		円					
計画変更内容							

(様式第5号) (第7関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業遅延等報告書  
(耐震診断事業・耐震改修事業)

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住 所  
氏 名 印

年 月 日付け須坂市指令 第 号で交付決定された須坂市住宅・建築物耐震改修事業に係る工事について、遅延等が生じたので、次のとおり報告します。

建 物	所 在 地		須坂市			建 築 年	年 建
	構 造		規 模	階 建	種 類	延 床 面 積	m <sup>2</sup>
	所 有 者 等					耐 震 診 断 総 合 評 点	工 事 前 工 事 後 想 定
補助金交付決定額		円					
遅 延 等 理 由							
当 初 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで					
予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで					

(様式第6号) (第7関係)

指示書  
(耐震診断事業・耐震改修事業)

第 号  
年 月 日

様

須坂市長 印

年 月 日付けで申請のありました須坂市住宅・建築物耐震改修事業遅延等報告について、次のとおり指示します。

建 物	所 在 地		須 坂 市			建 築 年		年 建
	構 造		規 模	階 建	種 類	延 床 面 積	m <sup>2</sup>	
	所 有 者 等					耐 震 診 断 総 合 評 点	工 事 前 工 事 後 想 定	
指 示 内 容								

(様式第7号) (第8関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業中止等届  
(耐震診断事業・耐震改修事業)

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住 所  
氏 名 印

年 月 日付け須坂市指令 第 号で交付決定された須坂市住宅・建築物耐震改修事業に係る工事を中止等するので、次のとおり届け出ます。

建 物	所 在 地		須坂市				建 築 年	年 建
	構 造		規 模	階 建	種 類		延 床 面 積	m <sup>2</sup>
	所 有 者 等					耐 震 診 断 総 合 評 点	工 事 前 工 事 後 想 定	
補助金交付決定額		円						
中止又は廃止の別								
生じた事由の概要								
中止又は廃止する理由								

(様式第8号) (第9関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業完了実績報告書

( 耐震診断事業 ・ 耐震改修事業 )

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住所

氏名

印

年 月 日付け須坂市指令 第 号で交付決定のあった須坂市住宅耐震改修事業が完了したので、須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて報告します。

建 物	所在地		須坂市				建築年	年 建
	構 造	所有者等	規 模	階建	種 類	耐震診断 総合評点	延床面積	m <sup>2</sup>
							工事前	工事後
完了年月日		年 月 日						
総工事費用		円①						
①のうち耐震改修に係る工事費		円						
補助金の確定を受けたい額		円						

添付書類

- (1) 請負業者との契約書及び領収書の写し
- (2) 耐震診断報告書又は耐震改修工事の施工箇所及び改修の内容を明記した図面
- (3) 写真
  - ア 耐震診断事業 耐震診断実施中の写真
  - イ 耐震改修事業 実施した箇所ごとの、工事前、工事中及び工事後の状態を撮影した写真
- (4) 耐震性能を有することを証する構造計算書

(様式第9号) (第10関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付確定通知書  
(耐震診断事業・耐震改修事業)

須坂市達 第 号  
年 月 日

様

須坂市長 印

年 月 日付け須坂市指令 第 号で交付決定しました須坂市住宅・建築物耐震改修事業の金額を確定しましたので、通知します。

補助金確定額		円						
建 物	所在地	須坂市				建築年	年 建	
	構造	規模	階建	種類	延床面積	㎡		
	所有者等				耐震診断 総合評点	工事前		
					工事後			

(様式第10号) (第11関係)

須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付請求書  
(耐震診断事業・耐震改修事業)

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住 所  
氏 名 印

年 月 日付け須坂市達 第 号で確定通知のあった須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金を、須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付要綱第10の規定により次のとおり請求します。

須坂市住宅・建築物耐震改修事業補助金請求額	金 額	円
振込先金融機関	金融機関名	銀行 本店 支店(所) 金庫 本店 支店 農協 本所 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	